



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例	
○ 沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
○ 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
○ 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
○ 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例（行政管理課）	5
○ 沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例（財政課）	7
○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課）	8
○ 沖縄県待機児童解消支援基金条例（青少年・児童家庭課）	11
○ 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（雇用政策課）	12
○ 沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	13
規 則	
○ 沖縄県職員の旅費支給規則の一部を改正する規則（人事課）	13
○ 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	14
○ 現業職員の給与の臨時特例に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	14
○ 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）	14
企業局事項	
○ 沖縄県企業職員の給与の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程	15
病院事業局事項	
○ 沖縄県病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程	15
人事委員会事項	
○ 東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則	16

公布された条例のあらまし

- 沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第68号）
 - 1 船員法の一部が改正されたことにより所要の改正を行うとともに、船員たる職員がその責により退職した場合にも送還の費用を旅費として支給することとなったことに伴い、当該支給した旅費の償還を請求することとした。（第41条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第69号）
 - 1 原子力災害対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うほか、災害対策基本法に基づき設定された警戒区域の解除に伴い東日本大震災関連作業手当の支給の対象となる区域として人事委員会規則で定める区域の例示を改めることとした。（第1条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第70号）

- 1 特別職の秘書の給与減額支給措置に係る減額率について、「100分の7.6」を「100分の1.6」に改めることとした。（第2条関係）
- 2 一般職に属する職員の給与減額支給措置に係る減額率について、「100分の4.6」を「100分の1」に、「100分の7.6」を「100分の1.6」に、「100分の9.6」を「100分の2」に改めることとした。（第5条関係）
- 3 任期付研究員の給与減額支給措置に係る減額率について、「100分の7.6」を「100分の1.6」に、「100分の9.6」を「100分の2」に改めることとした。（第10条関係）
- 4 任期付職員の給与減額支給措置に係る減額率について、「100分の7.6」を「100分の1.6」に、「100分の9.6」を「100分の2」に改めることとした。（第11条関係）
- 5 この条例は、平成26年1月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例（条例第71号）

- 1 新たに子ども生活福祉部を設置し、現行の1公室8部を1公室9部（知事公室、総務部、企画部、環境部、子ども生活福祉部、保健医療部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部及び土木建築部）とすることとした。（第2条関係）
- 2 環境部においては、次に掲げる事項を分掌することとした。（第3条関係）
 - (1) 環境の保全に関する事項
 - (2) 緑化の推進に関する事項
- 3 子ども生活福祉部においては、次に掲げる事務を分掌することとした。（第3条関係）
 - (1) 社会福祉及び社会保障に関する事項
 - (2) 県民生活及び交通安全に関する事項
 - (3) 平和及び男女共同参画に関する事項
- 4 保健医療部においては、次に掲げる事務を分掌することとした。（第3条関係）
 - (1) 地域医療に関する事項
 - (2) 保健衛生に関する事項
 - (3) 国民健康保険に関する事項
 - (4) 医務及び業務に関する事項
- 5 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 6 2から4までに伴い、沖縄県交通安全対策会議条例等の附属機関の設置を定める条例について、所要の改正を行うこととした。（附則第2項から第12項まで）

○ 沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例（条例第72号）

- 1 延滞金の割合は、各年の特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.2パーセントに満たない場合には、その年中においては、次のとおりとすることとした。（附則第2項関係）
 - (1) 年14.5パーセントの割合にあっては、当該年における特例基準割合に年7.2パーセントを加算した割合
 - (2) 年7.2パーセントの割合にあっては、当該特例基準割合に年1パーセントを加算した割合（当該加算した割合が年7.2パーセントを超える場合には、年7.2パーセントの割合）
- 2 この条例は、平成26年1月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。（附則）

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第73号）

- 1 使用料の名称「工芸技術支援センター使用料」を「工芸振興センター使用料」に改めることとした。（別表第1関係）
- 2 手数料の名称「工芸技術支援センター手数料」を「工芸振興センター手数料」に改めることとした。（別表第2関係）
- 3 手数料の名称「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に、「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に改めることとした。（別表第3関係）
- 4 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請及び登録の更新の申請に係る事務に要する手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表第3関係）
- 5 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1から3までについては、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

- 沖縄県待機児童解消支援基金条例（条例第74号）
 - 1 基金の設置について定めることとした。（第1条）
 - 2 基金の積立額について定めることとした。（第2条）
 - 3 基金の管理について定めることとした。（第3条）
 - 4 運用益金の処理について定めることとした。（第4条）
 - 5 繰替運用について定めることとした。（第5条）
 - 6 基金の処分について定めることとした。（第6条）
 - 7 規則への委任について定めることとした。（第7条）
 - 8 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
 - 9 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項）
- 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第75号）
 - 1 基金に属する現金を国庫に返納する場合に、基金の一部を処分することができることとした。（附則第3項関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（条例第76号）
 - 1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第1条関係）
 - 2 沖縄県留置施設視察委員会の委員の任期を定めることとした。（第3条関係）
 - 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第68号

沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第41条中「第47条」を「第47条第1項若しくは第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する理由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第69号

東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第20条第3項」を「第20条第2項」に、「同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により設定された警戒区域」を「帰還困難区域に設定することとされた区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第70号

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の7.6」を「100分の1.6」に改める。

第5条第1項の表中「100分の4.6」を「100分の1」に、「100分の7.6」を「100分の1.6」に、「100分の9.6」を「100分の2」に改める。

第10条第1項第1号中「100分の7.6」を「100分の1.6」に改め、同項第2号中「100分の9.6」を「100分の2」に改める。

第11条第1項第1号中「100分の7.6」を「100分の1.6」に改め、同項第2号中「100分の9.6」を「100分の2」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第71号

沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例

沖縄県部等設置条例（昭和47年沖縄県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 環境部

(5) 子ども生活福祉部

第2条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 保健医療部

第3条第4項中「環境生活部」を「環境部」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 緑化の推進に関する事項

第3条第4項第3号を削り、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項中「福祉保健部」を「保健医療部」に改め、同項第1号中「社会福祉及び社会保障」を「地域医療」に改め、同項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え、同項を同条第6項とする。

(3) 国民健康保険に関する事項

第3条第4項の次に次の1項を加える。

5 子ども生活福祉部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 社会福祉及び社会保障に関する事項
- (2) 県民生活及び交通安全に関する事項
- (3) 平和及び男女共同参画に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(沖縄県交通安全対策会議条例の一部改正)

2 沖縄県交通安全対策会議条例（昭和47年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第6条中「環境生活部」を「子ども生活福祉部」に改める。

(沖縄県葉事審議会設置条例の一部改正)

3 沖縄県葉事審議会設置条例（昭和47年沖縄県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉保健部」を「保健医療部」に改める。

(沖縄県環境審議会条例の一部改正)

4 沖縄県環境審議会条例（昭和47年沖縄県条例第103号）の一部を次のように改正する。

第10条中「環境生活部」を「環境部」に改める。

(沖縄県精神保健福祉審議会設置条例の一部改正)

5 沖縄県精神保健福祉審議会設置条例（昭和47年沖縄県条例第109号）の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に改める。

(沖縄県自然環境保全審議会条例の一部改正)

6 沖縄県自然環境保全審議会条例（昭和48年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第9条中「環境生活部」を「環境部」に改める。

(沖縄県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

- 7 沖縄県障害者施策推進協議会条例(昭和50年沖縄県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第9条中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に改める。

(沖縄県社会福祉審議会条例の一部改正)

- 8 沖縄県社会福祉審議会条例(平成12年沖縄県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第11条中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に改める。

(沖縄県生活衛生適正化審議会条例の一部改正)

- 9 沖縄県生活衛生適正化審議会条例(平成12年沖縄県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条中「環境生活部」を「保健医療部」に改める。

(沖縄県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

- 10 沖縄県障害者介護給付費等不服審査会設置条例(平成18年沖縄県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に改める。

(沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

- 11 沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例(平成24年沖縄県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に改める。

(沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

- 12 沖縄県子ども・子育て会議設置条例(平成25年沖縄県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に改める。

沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第72号

沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県延滞金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「できなかつた」を「できなかった」に改める。

附則第2項中「規定する延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合」に改め、「その年」の次に「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.2パーセントの割合を加算した割合とし、年7.2パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.2パーセントの割合を超える場合には、年7.2パーセントの割合）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第2項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第73号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 工芸技術支援センター使用料の項中「工芸技術支援センター使用料」を「工芸振興センター使用料」に改める。

別表第2 工芸技術支援センター手数料の項中「工芸技術支援センター手数料」を「工芸振興センター手数料」に改める。

別表第3 動物取扱業登録申請手数料の項中「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に改め、同表動物取扱業登録更新申請手数料の項中「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に改め、同表犬又はねこの引取り手数料の項中「犬又はねこの引取り手数料」を「犬又は猫の引取り手数料」に、「基づく犬又はねこ」を「基づく犬又は猫」に、「ねこ1匹」を「猫1匹」に改め、同表に次のように加える。

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請手数料	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査	次に掲げるサービス付き高齢者向け住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 10戸以下の場合 24,000円 イ 10戸を超え20戸以下の場合 28,000円 ウ 20戸を超え30戸以下の場合 31,000円 エ 30戸を超え40戸以下の場合 35,000円 オ 40戸を超え50戸以下の場合 39,000円 カ 50戸を超え70戸以下の場合 46,000円 キ 70戸を超え100戸
------------------------	--	---

		以下の場合 56,000 円 ク 100戸を超える場 合 67,000円
サービス付き高 齢者向け住宅事 業登録更新申請 手数料	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5条第2項の規定に基づくサービス付き高 齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対 する審査	次に掲げるサービス付 き高齢者向け住宅の戸 数の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額 ア 10戸以下の場合 24,000円 イ 10戸を超え20戸以 下の場合 28,000円 ウ 20戸を超え30戸以 下の場合 31,000円 エ 30戸を超え40戸以 下の場合 35,000円 オ 40戸を超え50戸以 下の場合 39,000円 カ 50戸を超え70戸以 下の場合 46,000円 キ 70戸を超え100戸 以下の場合 56,000 円 ク 100戸を超える場 合 67,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1工芸技術支援セン

ター使用料の項の改正規定、別表第2 工芸技術支援センター手数料の項の改正規定並びに別表第3 動物取扱業登録申請手数料の項、動物取扱業登録更新申請手数料の項及び犬又はねこの引取り手数料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県待機児童解消支援基金条例をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第74号

沖縄県待機児童解消支援基金条例

(設置)

第1条 子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、待機児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する児童の保護者が同法第39条に規定する保育所に入所を希望しているにもかかわらず入所できない児童又はこれに準ずる児童をいう。）に関する問題を解消することを目的として、市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県待機児童解消支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第75号

沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(処分の特例)

3 基金は、第6条の規定にかかわらず、その属する現金を国庫に返納する場合に、その

一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第76号

沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

沖縄県留置施設視察委員会条例（平成19年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第6項」を「第21条第4項」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

規 則

沖縄県職員の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第97号

沖縄県職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

沖縄県職員の旅費支給規則（昭和47年沖縄県規則第110号）の一部を次のように改正する。

別表第1第8条第1項第1号に規定する旅費請求書に添付すべき書類の項中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第98号

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例施行規則（平成25年沖縄県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条の表海事職給料表の項の次に次のように加える。

教育職給料表(1)	大学の助教の職務	100分の4.6
-----------	----------	----------

第2条 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の表、第2条の表及び第3条の表中「100分の4.6」を「100分の1」に、「100分の7.6」を「100分の1.6」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例施行規則の規定は、平成25年7月1日から適用する。

現業職員の給与の臨時特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第99号

現業職員の給与の臨時特例に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の臨時特例に関する規則（平成25年沖縄県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「100分の4」を「100分の1」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（知事又は議会の議長が任命権者である現業職員に対する給料月額を支給の特例）

- 知事又は議会の議長が任命権者である現業職員に対する給料月額を支給にあたっては、第1条中「100分の1」とあるのは、「100分の4」とする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第100号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第2号を次のように改める。

2 工芸振興センター使用料

別表第1項第5号を次のように改める。

5 工芸振興センター手数料

別表第1項第163号の2及び第163号の3を次のように改める。

163の2 第一種動物取扱業登録申請手数料

163の3 第一種動物取扱業登録更新申請手数料

別表第1項第163号の6を次のように改める。

163の6 犬又は猫の引取り手数料

別表第1項に次の6号を加える。

263 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

264 評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

265 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

266 評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

267 サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請手数料

268 サービス付き高齢者向け住宅事業登録更新申請手数料

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1項第2号、第5号、第163号の2、第163号の3及び163号の6の改正規定並びに同項に6号を加える改正規定（同項第263号から第266号までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第8号

沖縄県企業職員の給与の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月27日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業職員の給与の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員の給与の臨時特例に関する規程（平成25年沖縄県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「100分の4.6」を「100分の1」に、「100分の7.6」を「100分の1.6」に、「100分の9.6」を「100分の2」に改め、同条第3項中「100分の4.6」を「100分の1」に改める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第13号

沖縄県病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月27日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程（平成25年沖縄県病院事業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「のうち、職員の職務が主任の職務である者又は給与規程第1条に規定する再任用職員」を削り、同項の表を次のように改める。

給料表	職務の級	割合
病院事業行政職給料表	2級以下	100分の1
	3級から7級まで	100分の1.6

	8 級以上	100分の 2
病院事業医療職給料表(1)	2 級以下	100分の 1
	3 級以上	100分の 2

第 1 条第 2 項の表中「100分の4.6」を「100分の 1」に、「100分の7.6」を「100分の1.6」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項第 1 号中「100分の7.6」を「100分の1.6」に改め、同項第 2 号中「100分の9.6」を「100分の 2」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項の表中「100分の4.6」を「100分の 1」に、「100分の7.6」を「100分の1.6」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

附 則

この規程は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第21号

東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則（平成24年沖縄県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「第20条第 3 項」を「第20条第 2 項」に改める。

附則第 2 項から第 7 項までを削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 尚生堂 〒 901-2114 浦添市安波茶一丁目 6 番 3 号
--	--